

平成28年(ワ)第889号 損害賠償請求事件

判決言渡日 令和元年10月3日

原告

被告 国

5 判決要旨

1 主文

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

2 事案

10 本件は、被告の設置する防衛大学校（以下「防衛大」という。）に2学年時まで在
校していた原告が、在校中、防衛大の上級生や同級生ら8名（以下「本件学生ら」
という。）から、暴行、強要、いじめ等の11の行為を受けたこと（以下、これらの
11の行為を併せて「本件各行為」という。）について、被告において、本件各行為
を予防し、その再発を防止するなどの措置を講じることを内容とする安全配慮義務
15 を怠ったことから、精神的苦痛を受け、防衛大からの退校を余儀なくされたと主張
して、安全配慮義務違反による債務不履行に基づき、慰謝料等2297万2380
円及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

3 判断

(1) 被告の安全配慮義務

20 被告は、防衛大を設置し、学生に対し、教育訓練を実施するとともに、学生舎
生活を営ませているのであるから、被告と防衛大の学生は特別な社会的接触関係
にあり、信義則上、教育訓練や学生舎生活を含む学校生活全般において、学生の
生命、身体及び健康に対して生じる危険を具体的に予見し、その予見に基づいて、
危険の発生を未然に防止する上で特に必要な注意をする安全配慮義務を負って
25 いる。

(2) 防衛大の組織上の安全配慮義務違反の有無

防衛大の組織全体としての安全配慮義務違反についてみると、防衛大は、指導教官が学生を指導監督する体制と併せて、学生間で指導（以下「学生間指導」という。）を行う体制を執っているところ、幹部自衛官としての指揮能力の育成を目的とし、自主自律の精神の下、行われる学生間指導の特質や、学生の年齢を踏まえ、学生を含む防衛大全体において学生間指導の意義や方法論、限界等が正しく共有され、かつ、不適切な学生間指導の是正が適時適切にされているのであれば、学生間指導を行う体制は、その目的及び方法において合理的である。そこで、教官らにおいては、講義や集会等の際に、学生間指導の意義や限界を繰り返し教育し、不適切な学生間指導が行われている端緒を認識した場合には、個別に速やかに対応することが求められているといえるが、これを超えて、日常的かつ一般的に、個別の学生間指導の内容を全て事前に把握し、その是非を吟味し、逐一、指導内容や方法に介入するなどして危険の発生を防止するよう、組織的に何らかの対応をすべき義務を負うものではないと解すべきである。

本件では、防衛大において、いじめ行為の早期察知や、その再発防止につながる人的、物的体制は、一定程度整備されていたと認められる。

したがって、被告において、防衛大の組織上の安全配慮義務違反があったということはできない。

(3) 被告の履行補助者である教官らによる安全配慮義務違反の有無

被告の安全配慮義務の履行補助者である教官らの本件各行為に関する個別の対応をみると、本件各行為の最初の時期である平成25年4月頃から、本件各行為が発生する前の各時点において本件各行為が発生する具体的な危険性があったとは認められず、教官らが本件各行為を把握した各時点においても、それ以降の本件各行為が発生する具体的な危険性があったとは認められない。そうすると、教官らにおいて、本件各行為についての予見可能性及び回避可能性があったとは認められない。

したがって、教官らの個別の対応においても、安全配慮義務違反があったとい

うことはできない。

(4) 原告の主張について

5 ア 原告は、本件各行為が原告に対する本件学生らによる一連のいじめ行為であると主張するところ、本件各行為当時、学生間の一部に、暴力や行き過ぎた指導等を是とする認識が存在し、本件学生らの多くも、そのような認識の下、本件各行為に及んだということはできるが、それぞれ原告の言動等の個別の出来事を契機としており、本件学生らの間で共謀も認められないから、一連のいじめ行為であるとの上記主張は採用できない。

10 イ また、原告は、学生間指導を始めとする防衛大の制度や体質に起因して本件各行為が発生したとも主張する。防衛大が平成26年8月に学生に対して実施したアンケートの結果によれば、本件当時、学生間指導において、殴る、蹴るなどの暴力や、上級生が下級生の落ち度を点数にし、一定程度点数が蓄積すると罰ゲームを行わせる「粗相ポイント制」と呼ばれるような方法が、伝統的なものとして用いられることがあったと認められる。そして、そうした暴力や行き過ぎた指導等も、遊び感覚で、あるいは、規律維持等の目的達成のための手段や指導の一環として受け止める認識が学生間の一部にあったことが推認され、殊に、指導をする上級生の側において自らを正当化する傾向が認められる。このような認識の背景には、学生間指導が、強制力を伴わないものとされながらも、将来の幹部自衛官としての指揮能力を育成することを目的とされているという特質を有するところ、発達途上にある学生が、その趣旨を十分に理解せず、事実上、上命下服の意識の下に行動していることがあるのではないかと推察される。そして、指導をする学生の中には、防衛大における集団的規律の維持という考え方に速やかに対応できない学生らに対して、十分な指導能力が備わっていないまま、誤った理解に基づき、あるいは、自らの感情を抑えることができずに、指導の名を借りて、暴力や行き過ぎた指導等に及ぶ者が現れる危険性がある。さらに、規律に速やかに対応できない学生に対しては、その言動

15

20

25

の各場面において、周囲の学生らが指導に素直に従わないものと見て、結果として、その者に学生間指導が集中してしまう事態も想定される。そうすると、学生間指導については、その必要性及び合理性は認められるものの、学生に対して適切な指導等をしない限り、抽象的には上記のような危険性が内在しているといわざるを得ない。このような学生間指導の特質を踏まえると、教官らにおいては、問題が生じた際に、関係者からの事情聴取にとどまらず、関連する他の情報との整合性を吟味するなどして、積極的に対応することが望ましいところ、本件における教官らの対応は、学生の自主自律を重んじようとする意識から、学生間の問題になるべく干渉しないという消極的なものではなかったか
という疑問があり、このような視点において、原告の前記主張における問題意識は理解できるところである。しかしながら、本件当時の具体的状況等に照らすと、本件各行為が発生する具体的な危険性があったとは認められず、教官らにおいて、本件各行為の端緒を認識し、その発生を予見するなどして、これらを回避することは困難であったことから、教官らの対応が安全配慮義務に違反するとまでいうことはできない。

4 結論

以上のとおり、原告の請求には理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。